

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 17 日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

新型コロナウイルス感染症への対応について（情報提供）

厚生労働省から「「生活を守る」プロジェクトチームの設置について」が別紙のとおり発
出されましたのでお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨を周知いただきま
すようお願いいたします。

連絡先

消防庁消防・救急課 阿部、永峯、若杉

電 話：03-5253-7522

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

令和2年4月14日

【照会先】

政策統括官(総合政策担当)付政策統括室

参事官 朝川 知昭(7701)

室長補佐 阿部 幸生(7706)

室長補佐 神森 雄樹(7680)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2159

報道関係者各位

「生活を守る」プロジェクトチームの設置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進む中で、外出自粛、休業など様々な生活上の困難が増していくことが予想されることから、国民の「生活を守る」ため、

- ・ 生活を守るための各種施策を国民にわかりやすく周知すること
- ・ 当面又は今後に想定される生活上の課題を把握し、対応すること

について、検討するため、4月14日付けで、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部」に次のプロジェクトチームを設置します。

○ 「生活を守る」プロジェクトチーム

本プロジェクトチームでは、新型コロナウイルスに関連した対策について、「生活を守る」観点から、以下の検討を行う。

- ① 国民の生活を守るための施策が、地域の中で困っている方々や子どもたちなど、行政等に対し声を上げづらい方々に対しても行き渡るような、周知・情報提供
- ② 現場からのヒアリング等も踏まえた現状把握
- ③ ②を踏まえ、今後起こり得る課題への対応の検討

【構成員】

(主査) 稲津厚生労働副大臣

(主査代理) 橋本厚生労働副大臣

(副主査) 小島厚生労働大臣政務官、自見厚生労働大臣政務官

(構成員) 生活衛生・食品安全審議官、労働基準局長、職業安定局長、雇用環境・均等局長、子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長、保険局長、年金局長、人材開発統括官、政策統括官(総合政策担当)

● は令和2年度補正予算案(厚労省関係) ◆は既存施策

無利子貸付や経済的な負担軽減

● 生活福祉資金（緊急小口資金等の特例）

緊急小口資金で最大20万円（据置期間：1年以内、償還期限：2年以内）を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、2人以上世帯の場合は最大20万円を3ヶ月間（据置期間：1年以内、償還期限：10年以内）貸し付けることで対応（合計80万円）

償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除。全国の市町村社会福祉協議会で受付
4月11日からは専用ダイヤル「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター」を設置し、全国からの相談に対応（電話番号：0120-46-1999 受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む））

● 国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等

一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金、介護保険等の保険料の免除等を実施（国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対して財政支援を実施）

◆ 公共料金の支払猶予等

水道の料金の支払いが困難な方に対し、支払い猶予等、柔軟な対応をするよう、水道事業者に要請

● 住居を失うおそれのある生活困窮者等への支援の拡充

離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、支給対象の見直しを行い、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者に対しても支援を拡充。

全国の生活困窮者自立支援制度の相談窓口で4月20日から申請受付開始予定

◆ 生活保護制度

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関と緊密に連携しつつ、生活に現に困窮している方に対する速やかな保護の決定等適切な保護の実施について自治体に依頼。

一時的な居所の確保が緊急的に必要な方に対し、民間宿泊所の宿泊料等を、転居後の家賃に要する住宅扶助費とは別に支給して差し支えないことを再周知。

お一人おひとりの事情に応じたきめ細かい相談支援

◆ 生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援

全ての福祉事務所設置自治体に設置。様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施

● 生活支援、包括的支援等に関する相談体制の強化

八口一ワークにおいて、住居・生活支援に関する窓口を設置し、生活困窮状態に陥る可能性がある方に対する相談等を実施

様々な悩みの電話相談等を受ける「よりそいホットライン」の体制を強化

自殺リスクの高まりに対応するためのSNS相談事業等の拡充

(参考) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日)

第2章 取り組む施策

Ⅱ. 雇用の維持と事業の継続

4. 生活に困っている世帯や個人への支援

(略)休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために必要な資金を迅速に交付する新しい給付金制度を創設する。具体的には、世帯主の月間収入(本年2月～6月の任意の月)が、①新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準となる低所得世帯や、②新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少(半減以上)し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準の2倍以下となる世帯等を対象として、1世帯当たり30万円の給付を行う。給付に当たり、収入状況を証する書類等を付して市町村に申請を行うこととなるが、市町村の事務負担を考慮するとともに、文化芸術をはじめとする業態の特殊性も含め、申請者の事務負担を考慮して、可能な限り簡便な手続とする。あわせて、オンライン申請受付等のシステム整備を行う。その際、マイナンバーカードの活用等、迅速な給付システムについて検討を行う。

また、子育て世帯に関しては、児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。これらの給付金について、所得税及び個人住民税を非課税とする措置等を講ずる。

新型コロナウイルス対策における主なメンタルヘルス施策について

(参考資料 2)

1. 保健所・精神保健福祉センターにおける心の健康相談

- ① 保健所
面接・電話等で保健師・精神保健福祉士等の専門職による相談を行う
- ② 精神保健福祉センター
複雑又は困難な事例の精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導 (2/7~3/31 : 993件 (コロナ関係4/9把握分))

主な相談内容

- 罹患に対する不安
→感染が怖い、外出できない、病院に行けない
- 報道や対策等への疲労・ショック
→コロナの報道ばかりで不安、マスクやアルコールがなくて不安、パニックになる
- 生活への不安、疲労
→先が見えず不安、眠れない、ストレス発散ができない、気分が晴れず憂鬱、不安で死にたくなった、仕事が休みになり、経済的に不安、子どもの世話でストレスが溜まる、介護施設が利用できず、介護疲れ

実施にあたっての 財政を支援

(※令和2年度補正予算案)

【事業内容】

- ・心のケアを実施するための臨時職員の雇用費用
- ・SNS等を利用したオンライン相談の整備費用
- ・対面で心のケアを実施する職員や相談に来られる方の感染拡大防止に必要な経費 等

2. 様々な悩み相談等の強化

- 「寄り添い型相談支援事業 (よりそいホットライン)」
一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々への24時間365日無料の電話相談。面接相談や同行支援による具体的な解決に繋げる寄り添い支援。

SNSにより、個々の相談者の悩みに応じた支援機関等の情報を提供

(※令和2年度補正予算案)

3. 自殺対策等の強化

- 民間団体が行うSNS相談や電話相談
様々な世代やリスク要因に対応した相談、人材育成、普及啓発、地域ネットワークの強化等 (都道府県・市町村)。

SNSや電話相談等の支援体制を拡充

(※令和2年度補正予算案)

4. 働く人への支援

- 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」
職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供。メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談を受付 (専門団体に委託し、産業カウンセラー等が電話・メールにより実施)

主な相談内容

- コロナ対応による不安
→職場で緊張感が続く。業務が溜まるのが不安。

電話やSNSによる支援体制を拡充

電話 : 回線数を6割増
SNS : 7月開始 (新規)
(令和2年度予算)

5. DV関連への対応 (内閣府と連携して対応)

- ① 相談体制の確保
相談対応から保護に至るまでの支援について、継続的かつ迅速に対応 (都道府県)
- ② 一時保護機能の確保
DV被害者が直接、民間施設等に保護を求めた場合、速やかに被害者の安全を確保し、一時保護を開始 (都道府県)

DV相談機能の拡充、 広報・啓発の予算を計上 【内閣府】(※令和2年度補正予算案)

- ・DVに関する電話相談の夜間休日等相談事業、
- ・DV被害者支援のためのSNS等相談事業 等

6. 児童虐待関連への対応

- 児童相談所虐待対応ダイヤル (189) 等による相談の受付。
SNS等を活用した相談窓口を開設・運用するための補助。

箇所数の拡充 (※令和2年度予算)